

教育長定例記者会見 会見録

日時:平成30年1月22日 14時～

場所:教育委員室

発表項目

- ・ 県立特別支援学校におけるボッチャ交流試合の開催

質疑事項

- ・ 発表項目について
- ・ 公立学校職員の懲戒処分について
- ・ 県立学校職員の逮捕事案について
- ・ 教員の働き方改革につながる取組について
- ・ 県外からの県立高等学校への入学志願について
- ・ 損害賠償の額の決定及び和解について

発表項目

(教育長) 県立特別支援学校の生徒によるボッチャの交流試合を、1月29日(月)に津市一身田の三重県身体障害者総合福祉センターで実施します。

ボッチャは、平成32年の東京パラリンピック大会はもちろんのこと、平成33年の全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)においても、正式種目に加わることが決定しています。また、本年3月18日から5日間、伊勢市においてボッチャの国際大会が開催されます。期間中は、オープニングで特別支援学校の生徒が太鼓演奏を行うほか、大会の開催を楽しみにしている多くの生徒・保護者が観戦するものと思われます。

ボッチャの取組は、以前から一部の特別支援学校で進めてきましたが、平成29年3月に、特別支援学校8校に企業からボッチャの用具を寄贈いただいたことから、体育の授業に取り入れる学校が増え、取組が盛んになってきています。

生徒からは、「投げる強さを調節することは難しいけれど楽しい。」「他の学校の人と試合をしてみたい。」といった声を聞いています。

また、特別支援学校と小中学校との交流及び共同学習の場面でも、ボッチャを取り入れています。ある小学校との交流では、お互いの児童がボールを投げるたびに歓声を上げ、たいへん盛り上がったと聞いています。また、どこに投げるか相談する姿が自然に生まれ、交流後に「簡単なルールなので、みんなで楽しめた。」という小学校児童の感想があったと聞いています。

こうした機運の高まりを受け、今回初めて交流試合を開催します。当日は、特別支援学校6校から71名の生徒が参加します。より多くの生徒が試合に参加できるよう8面のコートを使って、リーグ戦形式で行い、得点を競い合います。生徒にとっては、日頃の授業の成果を発揮し、他校の生徒と競い合うことで、自信をつけるとともに、スポーツへの関心と意欲を高める機会になると考えています。

県教育委員会では、特別支援学校におけるボッチャ交流試合の取組を多くの方々に知っていただき、ボッチャが、障がいの有無にかかわらず、みんなで楽しめるスポーツであることを広めていきたいと考えます。

なお、当日、一部の生徒については、本人の希望により個人が特定される撮影を控えさせていただきます場合がございますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。私も当日見に行く予定にしております。ちょっと時間はわかりませんが、見に行く予定にしております。

また、本日の定例会において、公立学校職員の懲戒処分に係る審議を行い、伊賀市内の交通整理の行われていない交差点において、安全確認不十分なまま、自動車を進入させ、左方道路から進入してきた自動車に衝突するとともに、その衝突した自動車を別の自動車に衝突させるなどして、相手運転手に傷害を負わせ、相手自動車の同乗車が死亡にいたる事故を発生させた公立小学校教諭と、自動車で三重大学医学部附属病院の敷地内通路を走行中、横断歩道を歩いて横断してきた男性に衝突をして傷害を負わせた県立高等学校教諭に対して、本日付で懲戒処分を行いました。事案の概要については、1時間ほど前に資料提供させていただきました。

県教育委員会としましては、児童生徒に対して、交通事故防止の範を示すべき立場にある教員のこのような行為は、学校に対する県民の皆様の信頼を損なうものと認識しており、重く受け止めています。各学校において交通安全ルールの遵守に対する意識の高揚を図るために、県立学校長、市町等の教育委員会に周知をしまして、信頼回復と再発防止に努めてまいります。

以上です。

発表項目に関する質疑

(質) ありがとうございます。このボッチャの方は高等部だけで、小中ってのはない？

(答) 高等部だけでやります。

(質) 学校では小中の子らもやってるんですね。

(答 特別支援教育課) 授業では小中学校もやっております。

(質) やってるのは8校なんですか。

(答 特別支援教育課) 10校に今配備をさせていただいています。

(質) そのうちの6校から71人。

(答) やっぱり遠いところはなかなか集まりにくいということもあって、今回6校71名ということになりました。

(質) なるほど。わかりました。

(質) 県内には特別支援学校はいくつあるんですか。

(答 特別支援教育課) 17校あります。

(質) 17校のうち6校ということによろしかったですか。

(答) はい。

(質) こういった大会は初めてなんですかね。

(答) 大会は初めてですね。

(質) なんて言ったらいいんでしょうかね。特別支援学校がこう、ボッチャで競う大会が初めて？

(答) そうです。

(質) 県外でもあんまりないんですかね。

(答 特別支援教育課) すべて把握しているわけではないんですけども、例えば長崎県ですと、聞かせていただいた話によると、肢体不自由の特別支援学校が数校集まった大会があるという話も聞かせていただいたりしております。

(質) これ、小中の交流試合ってのは、まだご予定はないんですか。

(答) 小中は、これから。まだ29年の3月にもらって、ボッチャっていうのが楽しいってことがだんだんみんなわかってきて、地元で小中とかこういうふう交流してやっていて、それで試合やってみたいなあってことになって今回のようなことになったので、ちょっとまだ先ですけど、国際大会もあるし、ボッチャ甲子園っていうのもあったりするんで、三重県、特にボッチャに一生懸命になっているので、ますますっていうふうには考えています。

(質) 練習試合みたいなのはやってないんですか。

(答 特別支援教育課) 今回全く初めての試みでやります。

(質) 県教育委員会が主催っていうことになるんですか。

(答 特別支援教育課) はい。

(質) その目的、ズバリその交流試合をする目的は？

(答) 障がいのある子たちについてもやっぱり人と競うっていうのはほんとに大切なことでありますし、それを通じて自分自身が成長してほしい。それから、やっぱり相談をしながら、あそこへ投げたらとかそういう機会ってなかなかいろんないい形ですつらえることはできないんですけど、ボッチャっていうかそういうスポーツを通じて相談をする場面なんかも普段見ると出てきているので、そういう手段っていう言い方はあれですけど、そういう機会のひとつになればと、そういう意味でやります。

(質) スポーツを通じたコミュニケーションの促進みたいなどこでいいですか。

(答) そうですね。

(質) その中でもボッチャを選んだっていうのは国際大会が今後控えているということと、パラリンピックの種目に採用されるということを受けてということですね。

(答) ボッチャはやっぱり自分もやってみましたけど、非常に親しみやすいっていうか、とっつきやすいので、いいスポーツだなと思いますので、それを通じてっていうふう考えています。

その他の項目に関する質疑

○公立学校職員の懲戒処分について

(質) 懲戒の方ですけど、1人目のこの小学校の先生は何で運転してたんですか。何っていうか、通勤途中とか休日とかどういう状況なんですか。

(答 教職員課) 勤務時間中、自分の普通乗用車を運転しているの事故でございます。

(質) 勤務時間中に何で運転してたんですか。

- (答 教職員課) 今現在は上野西小学校の教諭なんですけども、前任は上野南中学校の校長先生でございました。学校便りというのを管内に配るのをしております、その途中での事故でございます。
- (質) 当時の職をもう一回言ってもらっていいですか。
- (答 教職員課) 上野南中学校の校長でございます。
- (質) 上野南中学校。伊賀市立でいいんですか。
- (答 教職員課) そうです。伊賀市立です。
- (質) 伊賀市立上野南中の校長だった当時、ということですね。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 何を配る途中だったんですか。
- (答 教職員課) 学校便りです。
- (質) 学校便りはどこに配る？
- (答 教職員課) 校区の市民センターとかにですね、学校便りを配布するため、自家用自動車を運転してということでございました。
- (質) それ自体は、別に自家用自動車を使うのは通常の業務？
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 事故で降格になってってということですか。
- (答 教職員課) ご自身がこういうふうな事故を起こしたということで、自ら降任をしたというお申し出がありましてですね、そういうふうなことでございます。
- (質) それはいつですか。
- (答 教職員課) この29年の4月1日からです。
- (質) 29年4月から現職ということでもいいですか。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) これはいずれも2本とも公になってる事故ですか。
- (答 教職員課) 1件目の方の事故につきましてはですね、報道が新聞であったということとです。2件目については特にございません。
- (質) 1件目は、整理すると1人死亡の2人けがでいいんですか。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) この交差点って、県道とか市道とかは？
- (答 教職員課) 市道が交わっている交差点でございます。
- (質) 十字路でいいんですか。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) この亡くなった女性はおいくつの方ですか。
- (答 教職員課) 60代です。
- (質) 報道では69歳ということになってますけど、そこまでは把握されてませんか。
- (答 教職員課) 生年月日とかはわかりませんので、すみません。
- (質) この略式命令は自動車運転なんか、致傷行為処罰とかなんとかそんなやつですか。
- (答 教職員課) 自動車運転致傷行為処罰法と、まあ正式にはすごく長い名前の法律ですけど、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」、この法律になっております。

(質) 罰金は即日納付でいいんですか。

(答 教職員課) 11月7日に略式命令を受けまして、11月17日に納付をしております。

(質) 過失運転致傷ですか。丸ガッコで言うと。

(答 教職員課) 過失運転致死傷です。

(質) これ、ちょっと空いてるみたいですけど、なんかあったんですか。

(答) 罰金の略式命令が11月ということと、市町教育委員会さんが事案のことを整理して、顛末をすべてまとめて県の方へ、もちろんそれまでの間に何べんもやり取りしているんですが、規律違反報告という形でいただいたのが12月の初めで、ちょっと前回の定例会の方には間に合わなかったということです。

(質) 交通整理の行われていないということは信号機がないということですか。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) 本人は怪我なし？

(答 教職員課) 本人は怪我がありませんでした。

(質) 聴き取りに対して、謝罪の言葉であったり、当時の事故の状況をどう説明しているのでしょうか。

(答 教職員課) 今日、本人に申し渡しをしているところなんです、「今回の事故で命を奪う結果となり、大変反省していると、失った信頼を回復できるよう職責を果たしてまいります。」と申し渡しの際は申ししておりました。

(質) 今、上野西小の方では役は特に何も就いてないということですか。教頭とか、校長とか。

(答 教職員課) そうですね。教諭ということですので、管理職ということではありません。

(質) 処分を受けて、辞めるとかそういうことはないんですか。

(答 教職員課) 今回自ら降任という形で教諭という形になって本当にお仕事を一生懸命やっただいていてですね、少し本人の言葉ということでお話しさせていただきましたけども、失った信頼を回復できるよう職責を果たしていきたい、頑張っていきたいというふうに言っているということです。

(質) こっちはじゃあ、公務中の事故ということになるんですか。

(答 教職員課) そうですね。

(質) 降任って、「降りる」「任」？

(答 教職員課) そうです。

(質) あと、これ原因は何だったんですか。

(答 教職員課) この交差点自体は非常に見通しも良くてですね、天気も晴れた日で、そんな場所ではあるんですけども、右側の方を気にして、右側から車が来ないかなって気にしていたところ、左側から車が来てですね、そこを気が付くのが遅れたということとを本人は言っているところです。

(質) 止まれとか停止線は？

(答 教職員課) それはありません。

(質) なし？

- (答 教職員課) 双方なしです。
- (質) 優先道路とか過失責任とかはどんなもんなんですかね。
- (答 教職員課) それはですね、教諭が走っていた道の方が幅員が狭いということ、相手方の方が幅員が広いということで、優先は相手方という判断がされているところでございます。
- (質) どっちも市道ですか。市道が交わる道？
- (答 教職員課) はい。
- (質) もう一人の尾鷲高校の方は、事故当時とは何か違うんですか。役職は一緒ですか。
- (答 教職員課) 一緒です。
- (質) この人は、自分の通院治療であるんで、これは休日かなんかですか。
- (答 教職員課) この人は、3月3日金曜日なのですが、この方、再任用職員ということで、短時間勤務ということで、働く日と働かない日がありまして、この働かない日に三重大に通院していたということでございます。
- (質) 休みの日ということですか。
- (答 教職員課) そうです。休みの日と考えてください。
- (質) 場所はどこで事故をしたんですか。
- (答 教職員課) 三重大学病院の中の通路というか、敷地内です。
- (質) 津市ですか。
- (答 教職員課) 津市です。
- (質) この男性はおいくつですか。怪我した人は。
- (答 教職員課) 事故当時は73歳です。
- (質) 脳挫傷って、後遺症って残ってるんですか。
- (答 教職員課) 今、ご自宅に戻られて、ご年齢もご年齢ですので、いろんな形で回復に向かわれていると聞いております。
- (質) 一時意識不明になったとか、そういう事情はあるのか。
- (答 教職員課) そこまでは聞いてないです。
- (質) 重傷か。
- (答 教職員課) そうですね、はい。
- (質) こっちの罰金30万円も、略式命令の法律は同じか。
- (答 教職員課) そうですね。過失運転致死でなく致傷になります。
- (質) これも納付済みでいい？
- (答 教職員課) そうです。
- (質) いつ納付された？
- (答 教職員課) 12月15日納付です。
- (質) それぞれ年齢の関係で、生年月日とか教えていただければ。
- (答 教職員課) ここしばらくの間、年齢は変わることはありません。
- (質) 横断歩道を渡っている人をはねたということですけど、それは、注意が散漫だったとか、その時の、当時の状況はどのように話していますか。
- (答 教職員課) 本人によりますと、少し長時間、車を運転してですね、その時はもしかしてボーとした感じがあったかなと。三重大学病院の敷地内は多くの方が歩いていて、

そちらに気を取られていて、バツと横断された方について気が付くのが遅れたというふうに本人が申しておりました。

(質) 前方不注意だったということか。

(答 教職員課) はい。

(質) 男性は救急搬送されたんですか。三重大の病院に入院したってということですかね。

(答 教職員課) はい。

(質) 入院加療130日というのは130日間入院したということか、それとも、その他の治療も合わせてか。

(答 教職員課) 入院だけではなくて、入院加療で約130日間です。

(質) 入院何日で、治療何日ってわかりますか？

(答 教職員課) そこまでは、わかりません。

(質) 運転していた県立教諭の方なんですけど、何の治療のために通ってたんですか。例えば、運転に支障のある病気とかは？

(答 教職員課) そういうのではないです。

(質) 年齢はいずれも、今日の年齢でいいんですか。

(答 教職員課) 当分の間変わりませんが、年齢は今日の時点の年齢です。

(質) いずれも不注意で、飲酒とか、そんな事由ではない？

(答 教職員課) はい。

(質) お二人とも、逮捕とかはされていませんよね。

(答 教職員課) 逮捕されていません。

○県立学校職員の逮捕事案について

(質) 今朝、四日市農芸高校の教員が、事故の関係で逮捕という形になりましたけれども、教育長、何かありましたら。

(答) まだ、私の所にもそういうことがあったという一報が入ってきただけでして、何が原因とか、どういう状況とか、全くわからない状況ですので、でも確かに、県立高校の教諭が、そういう事故を起こしたということについては、大変重く受け止めなければいけないと感じています。また、詳細が全く分からない状況ですので、コメントというのがなかなか出ないということをご理解いただければと思います。今日、ある報道社さんの昼のニュースで、交差点が映っているのを見たというのが初めてのような状況で、その前にこういうことがあったという事実を知ったということですので、その状況であるということをご理解いただければと思います。

(質) 先程と重複するんですけど、改めて、会見とタイミングが重なってしまっただけですけど、受け止めと再発防止に向けた取組としての何か考えがあればお願いします。

(答) わかりました。今回も処分ということで、2件報告をさせていただきました。そして、本日も高校の教諭が事故を起こしたという事案がございましたので、信頼回復と再発防止にはしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

○公立学校職員の懲戒処分について

(質) さっきの、1人目の元校長の方の確認ですけど、手続きとしては、どういう手続きになるんですか。自分で降格を申し出ることができるんですか。

(答 教職員課) はい。制度で自主降任という制度があって、管理職の方で、いろんなご事情で、体の調子がとか、なかなか校長先生、教頭先生の任を果たすのがということで、自ら申し出るという制度でございまして、今回はそれを利用して、教諭として頑張りたいということでした。

(質) 交通死亡事故を起こした場合って、降格の対象とかになりうるんですか。一概には言えない？

(答 教職員課) はい。

○県立学校職員の逮捕事案について

(質) 今朝の逮捕のことなんですけど、まだ事実関係を調査されているということなんですけど、もし事実としたらどういうふうを受け止めて、どういう対策をやっていかなければいけないとお考えですか。

(答) 事実としたらということなんですけど、教員として事故を起こすということについては、本当にふさわしくない行為があったという意味で、非常に重く受け止めておまして、今回、そういうことがあったということに対しては、県民の皆さんの信頼を回復しなければいけないという思いがございまして、絶対に起こしてはいけないと、そういうふうには本当に重く受け止めて、市町でありますとかあるいは県立学校にも周知をしていきたいというふうを考えております。

(質) 今朝の逮捕の事案に関してで良いですか。

(答) そうです。

○公立学校職員の懲戒処分について

(質) 伊賀市の方の事故についてお伺いしたいのですが、双方止まれの指示はなかったんですよね。時速50キロというのは、制限速度を大幅にオーバーしているとか、そういうようなところはあるのでしょうか。

(答 教職員課) 行政罰の方の違反があれば、そこで何点、たとえば速度超過とかですね、出てくるかと思うんですけど、今事案については、そういうのはなかったもので、大きなスピード超過の法令違反とかがあったのではない、というふうに見取るところです。

(質) 処分内容ですが、10分の1が4月ではなくて、4か月ですね。

(答 教職員課) 10分の1が4か月です。

(質) 何月から何月までですか。

(答 教職員課) 明日から4か月間、10分の1です。

○教員の働き方改革につながる取組について

(質) 部活動の休養日のことなんですけど、県の方でもガイドライン中間案ですね、休養日を作りましょうということを設定されている。伊賀市の方でもですね、教員の働き方改革の部分でこんな動きがあるようですけども、今後、県全体でですね、もしこ

れまで示されているもの以外で、働き方改革につながるような取組を考えられていましたら、伺える範囲で伺いたいのですが。

(答) 働き方改革については、ずっとこれまでも市町の教育委員会さんと、いろいろ連携しながら進めてきておりました。4月からは共通の目標として、1日は部活動を休みにしましょうとか、あるいは会議の数を少なくしましょうとか、そういった目標を決めてやってきておりますので、それが形になっていけば良いなと思っております。部活動のガイドラインも、もちろん教員の働き方改革のためにということもあるんですけど、やはり子どもたちの成長にとって、どういうものかというのがあって、それに伴って教員の負担軽減にもつながるガイドラインになればと考えておりますので、そういった書いてある、言われている以上のことを何かやっているかという、4月から進めてきた市町の教育委員会と県の教育委員会と、それから学校も一緒になって目標を決めてやっている、それが特筆すべき事項かなというふうに思っております。具体的には3つの目標を持って進めています。

(答 教職員課) 共通の取組項目というのは3つございまして、1つは、定時退校日というものを月1回から2回は設定しようということで、すべての学校で取り組むこととしています。あと中学校ですけど、部活動については週1回はお休みにしようという取組。それと先生方、非常に会議の時間が長いということで、会議の時間の短縮をという形で、取組項目としては、全ての公立学校において、このことについてそれぞれ取り組もうということで、共通の取組項目としてやっているということです。

○公立学校職員の懲戒処分について

(質) 懲戒処分なんですけど、本年度で何件目になるかというのはわかりますか。

(答 教職員課) この2件を合わせて、5件です。

(質) うち交通事故関係は何件ですか。

(答 教職員課) 先般1件ございまして、5件のうち、この2件を入れて3件が交通事故になります。

(質) 今年度でですか。

(答 教職員課) はい。今年度です。

○県立学校職員の逮捕事案について

(質) 今日の逮捕はどのように情報が入ったのか。

(答 教職員課) 鈴鹿警察署さんが報道提供されたということをお聞きして、それが10時半ぐらいってお聞きしたんですが、それを初めて見せていただいて、詳細はこういうふうなことだったのかと、段階的にはこういう状況です。

(答) 私は、その内容をそのまま知ったという事実で、どういう状況であるかというのは全く知らずというところで、同じ情報です。

(質) 例えば、逮捕された職員と面会できるようであるか、近くするであるとか、そういう点については学校側が？

(答 教職員課) 学校側が、警察さんの方のお許しとかもあると思いますが、今はまずは、接触は駄目と言われてっていると午前中の段階では聞いています。それからどう変わって

きているかはおめんなさい。そういう意味で、私共も情報の取り様が今のところないというのが正直なところですよ。

(質) 学校の方には、できるようにであれば接触しろと、面会しろというふうには、県教育委員会の方から伝えている？

(答 教職員課) 学校の方が自ら、そんなことであれば当然、そんな形で動いていると聞いています。

○県外からの県立高等学校への入学志願について

(質) 県外生徒の入試の関係ですが、定例会ではどういう報告と手続きがなされて、どういう意見だったのか。

(答) 今日はこれまでの検討会での検討状況をお話しさせていただいたのと、パブリックコメントの結果概要についておおよそどういう意見があったかを発表させていただきました。そのうえで、県立学校の入学志願制度、この間の第5回の検討会と同じ資料になりますが、その制度の案について提示させていただきました。報告ということでさせていただきますと、報告については了承しましたとなりました。確認ということなんですけど、2つぐらいありまして、1つは県外から受験する子どもというのは県内の子と同じように最低ラインというか、県内の子と同じ試験を受けて、それをもちろん通らなければいけないし、5%の枠というのがあるので、その5%の以内に入らないといけないんですねという確認があったりとか、それから小規模校というのが今回、検討会の中で出てきて、5%という数字を見ると、1人だとか2人とかいう数字もあるので、せっかく来てもらうのにこの数字だと少ないのではないかなという意見はあったかという確認事項がありまして、それについては、この制度(案)の中に「県外から入学できる生徒の上限」ということで、5%、そして学科については10%上限で、「但し」というところで、学校活性化協議会を設置している1学年3学級以下の学校においては、合格者数が募集人数に満たない場合は、募集人数の範囲内で県外出身生徒を上限を超えて合格させることができるというふうに、この制度(案)にはなっていますということで、ご説明をして、そうですかというような確認事項がございました。何々についての意見とか、パブリックコメントに対する意見とか、そういうものはございませんでした。

(質) 今日、制度(案)を提示して了承されたということは、もうあの制度(案)で一応固まったということになるんですか。

(答) 教育委員会の委員に制度(案)ということで、報告という形でこれまでの検討状況等を報告させていただいて、それで、検討対象校として25校とかありますが、これからの期間で、PTAとか地域活性化協議会でどういうふうにお考えですかと、地域の皆さんにお考えを聞いて、そして学校でこういうのをやっていく、やっていかないということをそれぞれ学校で決めていただいて、それが県教育委員会に来てということで、その後、第6回の検討会でこういう学校で実施しますということを3月にして、それで決定するというようなスケジュールになります。

(質) 制度(案)についてなんですが、知事も事あるごとにコメントしてはいますが、制度(案)自体をどれだけというか、今回検討して、3つの県外生徒を受け入れる条件み

たいのに基づいて定めていったのは、いいんですけど、結局、規則を作ったはいいけど、規則を守らなかった人がいたことによって、今回の問題って起きたわけですよ。今回規則を守らせるための、ちゃんと守るようになるための制度設計になっているかどうかというところは、教育長、どう思われますか。

(答) それについては、今回、事の発端は、県外から来ている子どもたちの安全であるとか安心であるとか、そこがきちっとされてなかったという大変、教育委員会としては重く受け止めなければならない事実があったということで、今回、30年度においても保証人の制度でありますとか、それを発表もさせていただいて、今、学期ごとにきちっと学校から確認に行ったり等しております。そういうことについて、今度の新しい制度においてもそれも徹底させて、教育委員会としてそんなことが絶対あってはいけないので、きちんと報告をさせて、教育委員会がチェックをして、そしてまた学校と連絡を取りながらという、そこを絶対に守らせるというところは本当にきちんとやろうというふうに思っております。それこそそれが退かれたら、えらいことになりまますので、そこはきちんとやる予定の制度になっております。

(質) この制度(案)の中に、それは入っているんですか。

(答) 6頁に「生徒の安全・安心の確保」というのがあり、7頁に行っていただくと、2つ目の段落に「県教育委員会は」という主語のところがございます。ここが、そこをきちっとするというので、きちんと書き加えているというふうにご理解をいただければいいと思います。

(質) これは、今まで明文化されていなかったのを、こうやって明文化したということか。

(答) そういことです。

(質) 対象校の中で、実際にその検討をやっている学校っていうのはあるんですか。

(答) いやまだですね、これから。私、関係の市町のところに行ったりするとお話もさせていただいていまして、活性化協議会の方でそのような議論があるかと思うと。それぞれ市長さん、町長さんも受け止めはしておられまして、大々的にいろいろ報道されているので、そういうのがうまくいけばいいなって思う方もいらっしゃるようには伺っています。実際に何かの検討に入っていますという状況ではありません。でも、内々には全て検討に入ってくれているというふうに理解をしています。

(質) 小規模校に限らず、やりますと決めたところはまだないということですね。

(答) それは全くお聞きしておりません。

(質) 県教育委員会から25校に対しては、その検討を求める要請は、手続きとしてはしているんですか。

(答 高校教育課) 学校にしております。

(質) これは、この前の検討会が終わったすぐ?

(答 高校教育課) 終わった後で。

(質) いつまでの回答を求めているとかはあるんですか。

(答 高校教育課) 2月の下旬になっております。

(質) 2月下旬頃までに検討結果を知らせてほしいと。わかりました。

○損害賠償の額の決定及び和解について

(質) 今日の定例会の議案42号の損害賠償、これは何の関係なんですか。

(答) これは議案を県議会へ出すものですから、台風が来てちょっと物が壊れたりすると、その部分について先に修繕とかしてしまうので、いくらかかりましたという専決処分になりますので、それを上げさせていただきました。内容については、まだ議会に出していませんので、お知らせすることはできませんが、そういう意味合いです。台風21号によって、学校の施設の一部、例えばですが、学校の木が倒れたのでどこかを壊してしまった。それを早急に直さなければいけないと。それをもう支出してしまいますので、そういうことについて専決処分というのがありますので、そういうのを上げております。

(以上) 14時39分 終了